

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第1回）

氏名	所属庁・官職	派遣先
梶山葉子	横浜地方裁判所 判事補	英国（ウェールズ） カーディフ大学

提出書面

平成26年8月19日付け報告書簡

報告期間中の日程の概略（平成26年7月1日～同年8月19日）

平成26年7月 1日 英国到着

同月 2日 派遣先カーディフ到着

同月 7日 カーディフ大学ロースクール（Cardiff Law School）
[REDACTED]
[REDACTED]にご挨拶

同月21日 ケルティックスクール（Celtic School）において語学研修開始

キーワード欄（6項目以内で記載してください。）

- ・ [REDACTED]における生活の立ち上げ
- ・ カーディフ大学ロースクール [REDACTED]との面談
- ・ 語学学校における一般語学講座の受講

平成26年8月19日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

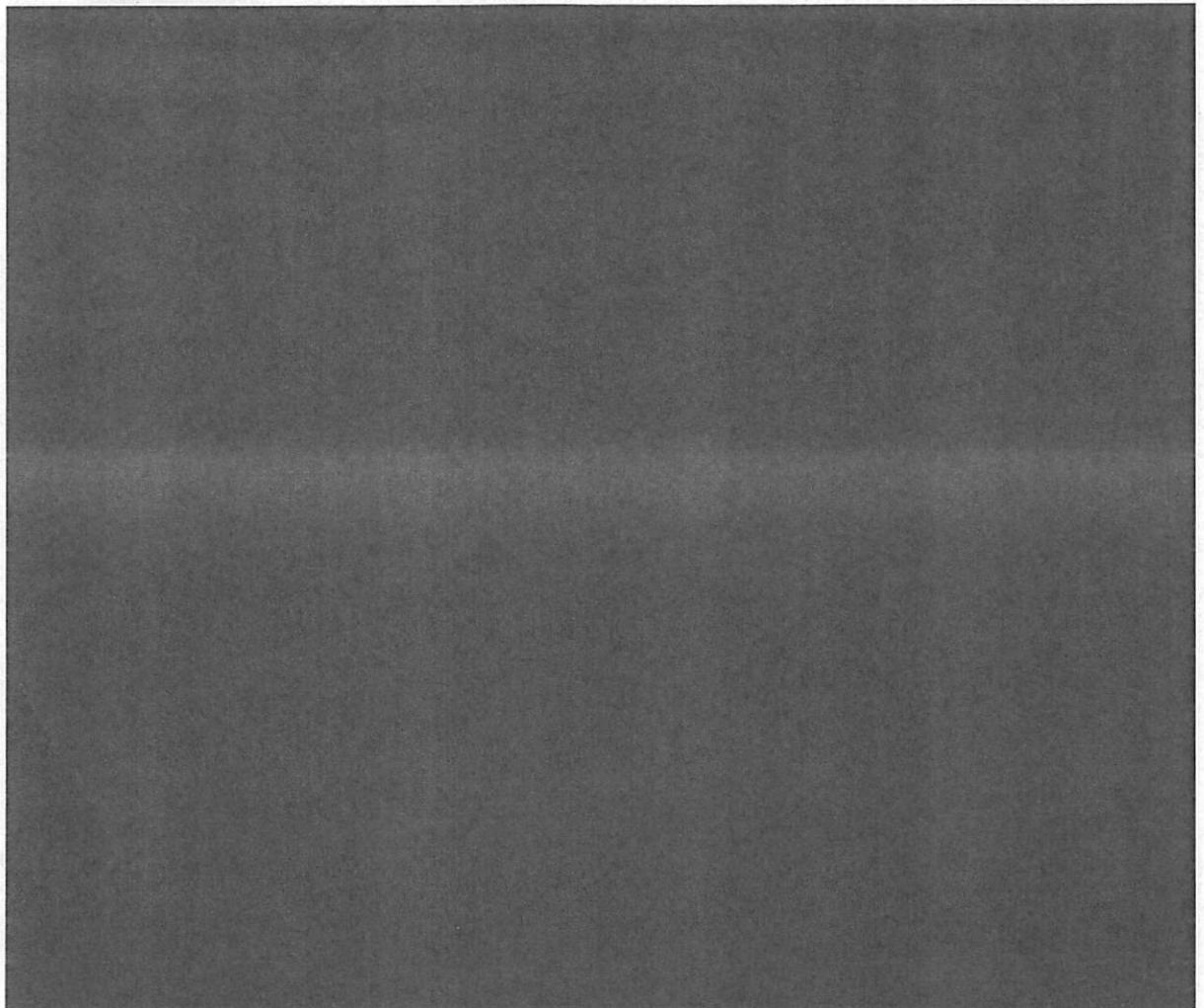
(英国(ウェールズ)・カーディフ大学)

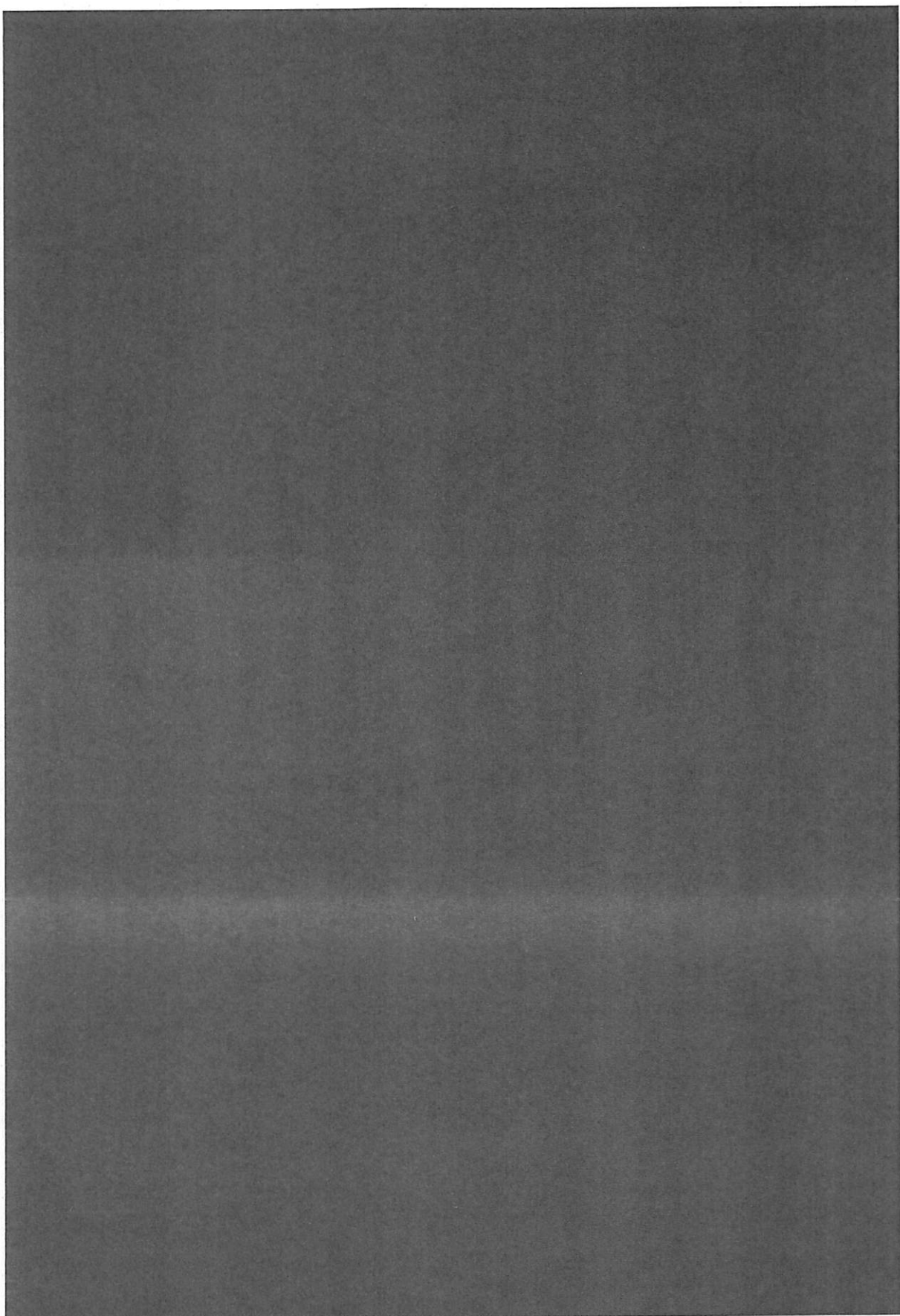
横浜地方裁判所 判事補 梶山 葉子

報告書簡(第1回)

平成26年7月1日～8月19日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 [REDACTED]における生活の立ち上げ





第二 カードィフ大学ロースクール ■■■との面談について

カードィフ到着後すぐにカードィフ大学ロースクール (Cardiff Law School) ■■■の方と連絡を取り合い、平成26年7月7日、同大学ロースクール ■■■において ■■■と面談をさせていただいた。少し早めに到着し緊張しながら ■■■がいらっしゃるのをお待ちしていたところ、サイクリングウェアに自転車というかなりラフな姿で登場されたため、幾分かリラックスした状態で面談に臨むことができた。面談では、無事カードィフへ到着したことをご報告し、今回の受入れについてご尽力いただいたことにお礼を申し上げるとともに、日本での仕事の経験や興味のある法分野などについてお話をさせていただいた。前年度までは、この面談の際に、校舎内の案内や説明等を受けたとのことであるが、前年度の途中で ■■■が交代したため、今回は面談のみで終了となった。■■■には、再度9月に授業についてご相談に伺う予定である。

第三 語学学校における一般語学講座の受講

平成26年7月21日から、ケルティックスクール (Celtic School) において一般語学講座の受講を開始した。受講生の多くは、大学の長期休暇や大学卒業後就職までの合間を利用して一般的な語学力向上の目的で受講しているようであり、英国の大学あるいは大学院進学に向けて受講している者は少ない印象を受ける。また、受講生の人種としては、特に英国近隣のスペイン、イタリアからの学生や、アラブ系の学生が多く、他方、アジア系の学生はかなり少ないので、英語を学習するには恵まれた環境といえる。授業の内容は、日本の語学学校よりも、より実践的で非常に充実している。この語学講座は9月中旬頃まで受講する予定である。残り短期間ではあるが、9月末以降の研究を充実させるためにも、集中的に語学力向上を図りたいと思う。

第四 今後の予定について

平成26年10月からカーディフ大学における授業が始まる予定なので、9月中旬頃には学長に授業に関するご相談に伺う予定である。それまでは、上記語学講座の受講を継続するほか、英国の司法制度に関する文献を読み、出来る限り裁判所に足を運ぶなどして、調査を継続する予定である。

こちらは天気や気温が非常に変わりやすく、最近では最高気温が20度に達しない日々が続いている。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第2回）

氏 名 梶 山 葉 子	所属庁・官職 横浜地方裁判所 判事補	派遣先 英国（ウェールズ） カーディフ大学
提 出 書 面 平成26年9月30日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年8月20日～同年9月30日） 平成26年9月11日 ケルティックスクール（Celtic School）において法律英語研修開始 同月19日 ケルティックスクールにおける一般語学講座修了 同月23日 カーディフ大学ロースクール学長 [REDACTED] と面談，受講科目の決定 同月25日 法律系チャリティーイベント（Three Courts Walk 2014）に参加 同月29日 カーディフ大学ロースクールにおいて受講開始		
キーワード欄（6項目以内で記載してください。） ・語学学校における法律英語研修の開始及び一般語学講座の修了 ・カーディフ大学ロースクール [REDACTED] との面談，受講科目の決定及び受講開始 ・法律系チャリティーイベントに参加		

平成26年9月30日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(英国(ウェールズ)・カーディフ大学)

横浜地方裁判所 判事補 梶山 葉子

報告書簡(第2回)

平成26年8月20日～9月30日までの研究状況についてご報告申し上げます。

、 第一 語学学校における語学研修について

7月21日からケルティックスクール(Celtic School)において一般語学講座を受講していたが、法律英語に不安を感じていたことから、9月11日から週2回程度、同学校において法律英語に特化した形でのプライベートレッスンを開始した。プライベートレッスンということもあり、受講料は決して安くはないが、担当講師に大学で法律を専攻されていた方を選んでいただき、単に法律英語というだけでなく、英国法の基礎知識も併せて学ぶことができるので非常に助かっている(なお、この語学学校には、弁護士資格を持った講師もいるとのことである。)。このレッスンについては、今後もしばらく継続する予定である。

一般語学講座は9月19日に修了し、同講座を通じて基本的な文法をより実践的な形で習得することはできたが、やはりリスニング、スピーキング力については、今後もかなりの努力を要する状況にあるといえる。上記プライベートレッスンに加え、同学校の講師に紹介していただいた毎週木曜日に開かれている無料の英会話カフェ(Café International Penarth。海外から来た学生等を

対象に、英会話の機会を増やす目的で開かれている。無料の英会話レッスンも受講可とのこと。)などにも積極的に参加するなどし、更なる語学力向上を図りたいと考えている。

第二 カード大学ロースクールとの面談、受講科目の決定及び受講開始

1 との面談、受講科目の決定

9月末から始まる授業について受講科目の相談をさせていただくため、9月23日に、と面談させていただいた。

面談に際して、刑事系科目に興味があるが、英国法を学ぶのは今回が初めてであるため、まずは基本的な英国法の考え方を習得したいと考えていること、前任者の方々の報告書簡を拝見し、あまり科目数が多いと消化不良になるのではないかと不安に感じていることなどをお伝えしたところ、学部1年生の授業のうち、刑法(Criminal Law)に加え、法律基礎(Legal Foundations)及び契約法(Contract)を勧めていただいたので、これらの科目を受講することにした。

なお、この面談に先立ち、9月上旬頃にの方々に連絡を取った際、暫定的な時間割をいただいたほか(具体的な授業の内容については、http://www.law.cf.ac.uk/module_descriptions/を参照されたい。但し、一部情報が古く、担当講師などが変更されている場合もあるので、最新情報は学長秘書に確認した方がよいと思われる。同じ名前の科目で[20]、[30]というものがあるが、これは受講時間数の長短によってコースが分かれている。[30]の方が[20]よりも受講時間数が長く、私は、いずれの科目も[30]を受講することとした。)、研究室の鍵、Eメールアドレスや校内LANへアクセスするためのID発行手続(このIDで、学生向けのLearning Centralというサイト及びロースクールのスタッフ向けのサイトいずれについてもアクセス可。)、入館証を兼ねたIDカード発行のために必要な書類の準備を進めていただき、9月中旬頃、無事

にこれらのものを受領することができた。

2 授業の受講開始

9月29日、いよいよ大学での授業がスタートした。初日は、刑法及び契約法を受講したが、大学1年生のほとんどが受講する科目ということもあり、大教室がほぼ満員といった状態であった。特に印象的であったのが、契約法の授業の中で、担当講師が、コモンローの考え方（裁判官が法律を作る。）を簡単に説明した後、早速一通の判決書を配布し、学生に対しこの判決書の本質的要素はどこかと問いかけた場面である。初日からコモンローの世界における判例の重要性を実感することとなったが、判例の中から本質的要素を抜き出す作業は成文法の世界でも同様に行われていることとも思われるため、コモンローの世界と成文法の世界における判例の位置づけの相違については、今後更に理解を深めていきたいと思う。

第三 法律系チャリティーイベントへの参加

9月23日、■■■■との面談のために大学へ行った際、チラシを通じて、25日夕方に法律系のチャリティーイベント（Three Courts Walk 2014）が行われる予定であることを知った。このチャリティーイベントは、リーチング・ジャスティス・ウェールズ（Reaching Justice Wales）という団体が主催で、市民が無料で司法へアクセスできるようにするための資金を集める目的で行われているものであり、内容としては、カーディフにある3か所の裁判所（Cardiff Crown Court, Cardiff Civil Justice Center, Cardiff Magistrates Court）を参加者全員で練り歩くというものであった。チラシによれば、カーディフの裁判所の裁判官の方も参加されとのことであり、また参加要件も緩やかであったため、早速参加してみることにした。

実際にイベントに参加してみると、イベントには、若手の事務弁護士（solicitor）、カーディフ大学法学部に在籍している学生や同大学のBar Professional Training Course（BPTC）に在籍している学生など、法律に携わる様々な

タイプの方々が参加されており、イベントの最中にこういった方々と直接お話できたことは、大変貴重な経験となった。また、イベントの最後に行われたレセプションでは、2人の裁判官の方（お一人が、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXという民事を担当されている裁判官の方。もうお一人が、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXという刑事を担当されている裁判官の方。この方は、刑事のシニア裁判官とのこと。お名前の呼び方については、後日分かり次第ご報告させていただく予定である。）とお話しすることができ、その際、日本の裁判官であり裁判傍聴をさせていただきたい旨お伝えしたところ、翌日お二人から裁判傍聴についてご配慮いただける旨のメールをいただいた。裁判傍聴については現在日程を調整中であるので、具体的な内容については、また後日ご報告させていただく予定である。

第四 今後の予定について

今後は、大学の授業を中心に、空いた時間には積極的に裁判所へ足を運ぶなどして研究を進めていきたいと考えている。また、語学力向上についても更に努力を続けたい。

こちらは、だんだんと日が短くなり、朝夕の空気はかなりひんやりしてきている。大学の授業では、咳こむ学生も少なくなく、風邪が流行っているようである。今後も体調管理には十分気を付けて過ごしたいと思う。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第3回）

氏 名	所属庁・官職	派遣先
梶 山 葉 子	横浜地方裁判所 判事補	英国（ウェールズ） カーディフ大学
提 出 書 面		
平成26年11月13日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年10月1日～同年11月13日）		
10月 1日～11月13日	カーディフ大学ロースクールにて授業の聴講 ケルティックスクールにおいて法律英語研修	
10月17日	カーディフ・クラウンコートにて [REDACTED] [REDACTED]に面会，法廷傍聴	
同月29日	CCLJ（the Cardiff Centre for Crime, Law and Justice）セミナーに参加	
キーワード欄（6項目以内で記載してください。）		
・カーディフ・クラウンコートにて [REDACTED]に面会，法廷傍聴		
・CCLJセミナーへの参加		

平成26年11月13日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(英国(ウェールズ)・カーディフ大学)

横浜地方裁判所 判事補 梶山 葉子

報告書簡(第3回)

平成26年10月1日～11月13日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 カーディフでの生活状況

10月末に英国夏時間が終了したことに伴い、日照時間がかなり短くなり、午後5時頃までには辺りが真っ暗になるようになった。また、10月に入ってから、9月までの穏やかな天気が嘘だったかのように雨天が続いており、最近では、最高気温が10度を下回る日も出てくるなど、すでに冬の気候に移り変わりつつある。ただ、地元の住民は寒さに慣れていることもあり、大学や裁判所内の気温はやや低めに設定されているように感じられ、今後体調管理にはより一層気をつけなければならないと感じている。

9月中旬に開始した語学学校での法律英語研修は、現在も週1～2回程度の割合で続けており、大学の授業内容や法廷傍聴の理解に役立っている。第2回報告書簡で触れた無料の英会話カフェ(Café International Penarth)については現時点では参加できていないが、大学の授業の聴講を開始して以降、研究室が近い研究者の友人を中心に徐々に交友関係も広がり、以前よりも英語でコミュニケーションを取る場面が増えてきている。今後も積極的に交友関係を広げていき、英語でのコミュニケーション能力向上に努めたいと思う。

第二 カーディフ大学ロースクールでの授業の聴講

10月に入ってから本格的に大学での授業が始まった。単語力が追いつかず、一度聴いただけで授業の内容を全て理解するのは難しいが、私が聴講している科目（法律基礎、刑法及び契約法）は、いずれも授業内容が録音されており、学生向けのラーニング・セントラル（Learning Central）というサイトを通じて、これらの録音にアクセスできるようになっている。現時点では、復習の際にこれらの録音を繰り返し聴くことでなんとか授業内容を把握しているが、かなり復習に時間を要してしまっている状況なので、今後はもう少し復習に要する時間を短縮し、法廷傍聴等に時間を回せるようにしたいと思う。

第三 [redacted]との面会及び法廷傍聴

1 [redacted]との面会

第2回報告書簡でも触れた法律系チャリティーイベントを通じてお会いした [redacted] とその後連絡を取り合い、10月17日、カーディフ・クラウンコートにて同裁判官に面会させていただいた。[redacted] は、非常に気さくでお優しい方であり、訪問当日には、裁判官の昼食会にお招きくださり、他の裁判官に私を紹介してくださったほか、法廷傍聴の際には、記者席へ座ってメモを取り、裁判官への質問がある場合にはその旨申し出れば質問できるように他の裁判官の方へメールを送ってくださるなどの配慮もしていただき、それによりカーディフ・クラウンコートでの法廷傍聴はかなりスムーズに始めることができた。面会後に法廷傍聴に訪れた際も、休憩時間に裁判官室にお招きいただき、事件内容を説明して下さったり、当事者の提出した書面や証拠などを見せてくださるなど、常に気を配っていただいております、大変感謝しています。

2 カーディフ・クラウンコートでの法廷傍聴

上記面会後、カーディフ・クラウンコートにて何件か法廷傍聴をしたが、そ

の中でも、ある殺人事件のサミングアップ（Summing up。審理の最後に、裁判官が陪審員に対して、当該事件で陪審員が判断すべき事項を説明した上で、事件の概要、当事者の主張及び当事者から提出されている証拠等を要約して説明する手続。）に興味深かったので、簡単にご紹介させていただく。

この事件は、

という事件で、被告人は、

を争っており、

この争点を中心に約3週間にわたって審理が行われた。

残念ながら、サミングアップの全ての内容を理解することはできなかったが、当該事件で陪審員が判断すべき事項については、大まかに、①殺人罪の要件の説明、②今回の争点は責任能力であること、③責任能力がないという点については被告人に立証責任があるが、その立証の程度は、balance of probabilities (more likely) で足りるということ、④責任能力がなかったということについて、被告人が立証しなければならない具体的要件、各要件を検討する際の重要な要素の説明、⑤④の要件として、the abnormality of mental functioning substantially impaired his mental responsibilityという要件があるが、ここにいる「substantially」に該当するか否かは、陪審員自身のこれまでの経験に基づいて線引きしてほしいということ、⑥最後に、評決へ至るための思考ルートといった流れで、かなり丁寧に説明されていた。この点に関する説明は、まさに裁判員裁判の評議の冒頭で、裁判官が裁判員に対して行う説明とほぼ同様であり、法体系が異なっても陪審員への説明内容にはそれほど大きな差がないということに強く感銘を受けた。

ただ、クロージングスピーチ（Closing speech。論告・弁論に当たるもの。）やサミングアップでは、陪審員に対して、簡単な説明事項が記載された用紙と証拠以外は何も配られていない中、かなり大量の情報を裁判官や当事者が読み上げるといった状況であり、現時点の印象としては、日本の裁判員裁判の方が、より審理を裁判員にとって分かりやすいものにしようという意識が高いのではないかと感じている。

裁判官や当事者の陪審員に対する説明については、自分の研究テーマとも関係している部分でもあるので、今後も他の事件を傍聴するなどしながら、研究を進めたいと思う。

第四 CCLJセミナーへの参加

10月29日、研究者の友人の紹介を受けて、CCLJ（the Cardiff Centre for Crime, Law and Justice）セミナーへ参加した。このセミナーは、カーディフ大学ロースクールに在籍するPh.D.の学生がそれぞれの研究テーマに沿ってプレゼンテーションを行うというものであり、今回は、ソマリアの海賊のビジネスモデルや英国のテロリズムに関する法律をテーマとしたプレゼンテーションが行われた。同じ刑事法分野の中でも今まで触れたことのないテーマに関する内容であったため、非常に興味深かった。このセミナーは、来年の4月頃まで継続して開催されるようなので、今後も参加していきたいと考えている。

第五 今後の予定について

現在、カーディフ・シビルジャスティスセンター（the Cardiff Civil Justice Centre）訪問へ向けて、

のアシスタントの方と日程調整を行っており、日程調整後、

同裁判所へ訪問する予定である。これまでは、刑事法分野の研究が中心であったが、今後は民事法分野（特に、実務の分野）についても研究が進められればと考えている。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第4回）

氏 名	所属庁・官職	派遣先
梶 山 葉 子	横浜地方裁判所 判事補	英国（ウェールズ） カーディフ大学
提 出 書 面		
平成27年1月14日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年11月14日～平成27年1月13日）		
11月14日～ 1月13日	カーディフ大学ロースクールにて授業の聴講 ケルティックスクールにおいて法律英語研修	
11月19日	CCLJ（the Cardiff Centre for Crime, Law and Justice）セミナーに参加	
同月20日	カーディフ・シビルジャスティスセンター（the Cardiff Civil Justice Centre）にて、 に面会，法廷傍聴	
12月10日	欧州人権裁判所（European Court of Human Rights）を訪問，法廷傍聴	
キーワード欄（6項目以内で記載してください。）		
・カーディフ・シビルジャスティスセンターにて に面会，法廷傍聴		
・欧州人権裁判所を訪問，法廷傍聴		

平成27年1月14日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(英国(ウェールズ)・カーディフ大学)

横浜地方裁判所 判事補 梶 山 葉 子

報告書簡(第4回)

平成26年11月14日～平成27年1月13日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 カーディフでの生活状況

前回の報告書簡を提出して以降、最高気温が5度前後の日が続いており、最低気温は零度を下回る日も出てくるなど、冷え込みの厳しい日々が続いている。冬至を過ぎてからは、日照時間も少しずつ長くなってきてはいるものの、相変わらず雨天、曇天が続いているため、日の長さを実感するにはしばらく時間がかかりそうである。そのような中、11月末頃に引いた風邪がなかなか治らず、12月初旬頃まで、体調の優れない日々が続いてしまった。また、年明けには、[REDACTED]して数日間寝込むなど、改めて慣れない環境下での体調管理の難しさを痛感している。まだまだ寒い日が続くので、より一層自己管理に努めたいと思う。

大学の授業の聴講、語学学校での法律英語研修については、従前通りであるが、12月中旬頃に大学、語学学校共に[REDACTED]に入り、語学学校については1月9日に研修を再開し、大学の授業の聴講については1月末から再開する予定である。少し時間に余裕があるので、授業の復習をしたり、法廷傍聴に足を運ぶなどして時間を使う予定である。

第二 [REDACTED]との面会及び法廷傍聴

これまで日程調整が難航していたが、ようやく11月20日、カーディフ・シビルジャスティスセンターにおいて、第2回報告書簡で触れた法律系チャリティーイベントを通じてお会いした [REDACTED]

[REDACTED]と面会させていただくことができた。同裁判官も、大変気さくでお優しい方であり、この面会に併せて法廷傍聴をさせていただいた際には、法廷内でのやりとりが聴き取りやすいようにと法壇上の裁判官席の隣に座らせてくださった上、事件間の休憩中には、私に合わせて出来るだけ分かりやすい英語で事件概要を説明してくださるなど、多くのご配慮をいただいた。この面会の際に、今後も気軽に法廷傍聴に伺って構わないとおっしゃっていただき、12月2日から3日間の審理も傍聴させていただく予定であったが、[REDACTED] 今月中に再度日程を調整し伺いたいと考えている。

第三 欧州人権裁判所 (European Court of Human Rights) の訪問及び法廷傍聴

12月10日、在ストラスブール日本国総領事館の新宅孝昭領事のご協力を得て、ストラスブール (フランス共和国) にある欧州人権裁判所を訪問し、大法廷の弁論を傍聴させていただいた。傍聴した事件は、原告である法人及び当該法人の経営者 (経営者はイラク共和国国籍。国連安全保障理事会 (以下「安保理」という。) によると、同人は、サッダーム・フセインの下で、シークレットサービスの財務管理を担当していたとのこと。) が、被告であるスイス連

邦に対し、1990年のイラク共和国によるクウェート国侵攻後に安保理が作成した経済制裁リストに関し、原告らの名前を同制裁リストから削除するように求めている事案である。今回の事件については、すでに、平成25年11月、同裁判所の小法廷において、国連の手続には欧州人権条約6条違反があり、国連が原告らに対し同制裁リストへの掲載に関して争う手続を保障していない以上、スイス連邦が原告らに当該手続を保障すべきとの判断がなされており、その後大法廷に回付されているため、今後どのような判断がなされるか注目されるところである。

今回の訪問及び法廷傍聴に際しては、事前に新宅領事の方から、欧州人権裁判所及び今回の事件の概要並びに領事のお仕事の様子についてご説明いただいたほか、法廷傍聴後には、

から判決執行に関する講義をしていただいた。お二人のお話によると、実際に欧州人権条約違反の判断がなされても、強制執行手段がないため、その後の判決の執行が非常に難しく、政治問題にならない範囲で法理論的に様々な形で当該国を説得しているとのことであった。そのような中で、時間是要するものの、約98パーセントの判決は執行に至っているとのことであり、実際に同裁判所が欧州の人権保障について大きな役割を果たしているということを理解することができた。

今回の訪問をきっかけに、EUの各機関やEU法が英国の国内法に与える影響について興味を持つに至ったので、今後さらに理解を深めていければと考えている。

第四 今後の予定について

上記のとおり、大学の授業の聴講を1月末から再開する予定であるので、その間に、カーディフ・シビルジャスティスセンターに再度訪問するなど、法廷傍聴を中心とした形で研究を進める予定である。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第5回）

氏 名	所属庁・官職	派遣先
梶 山 葉 子	横浜地方裁判所 判事補	英国（ウェールズ） カーディフ大学
提 出 書 面		
平成27年3月16日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成27年1月14日～平成27年3月15日）		
1月14日～ 3月15日 カーディフ大学ロースクールにて授業の聴講 ケルティックスクールにおいて法律英語研修		
1月22日～ 同月23日 カーディフ・シビルジャスティスセンター（the Cardiff Civil Justice Centre）にて法廷傍聴		
2月11日 [REDACTED] による講演会に出席		
キーワード欄（6項目以内で記載してください。）		
・カーディフでの生活状況 ・カーディフ・シビルジャスティスセンターにて法廷傍聴 ・[REDACTED]の講演会		

平成27年3月16日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(英国(ウェールズ)・カーディフ大学)

横浜地方裁判所 判事補 梶 山 葉 子

報告書簡(第5回)

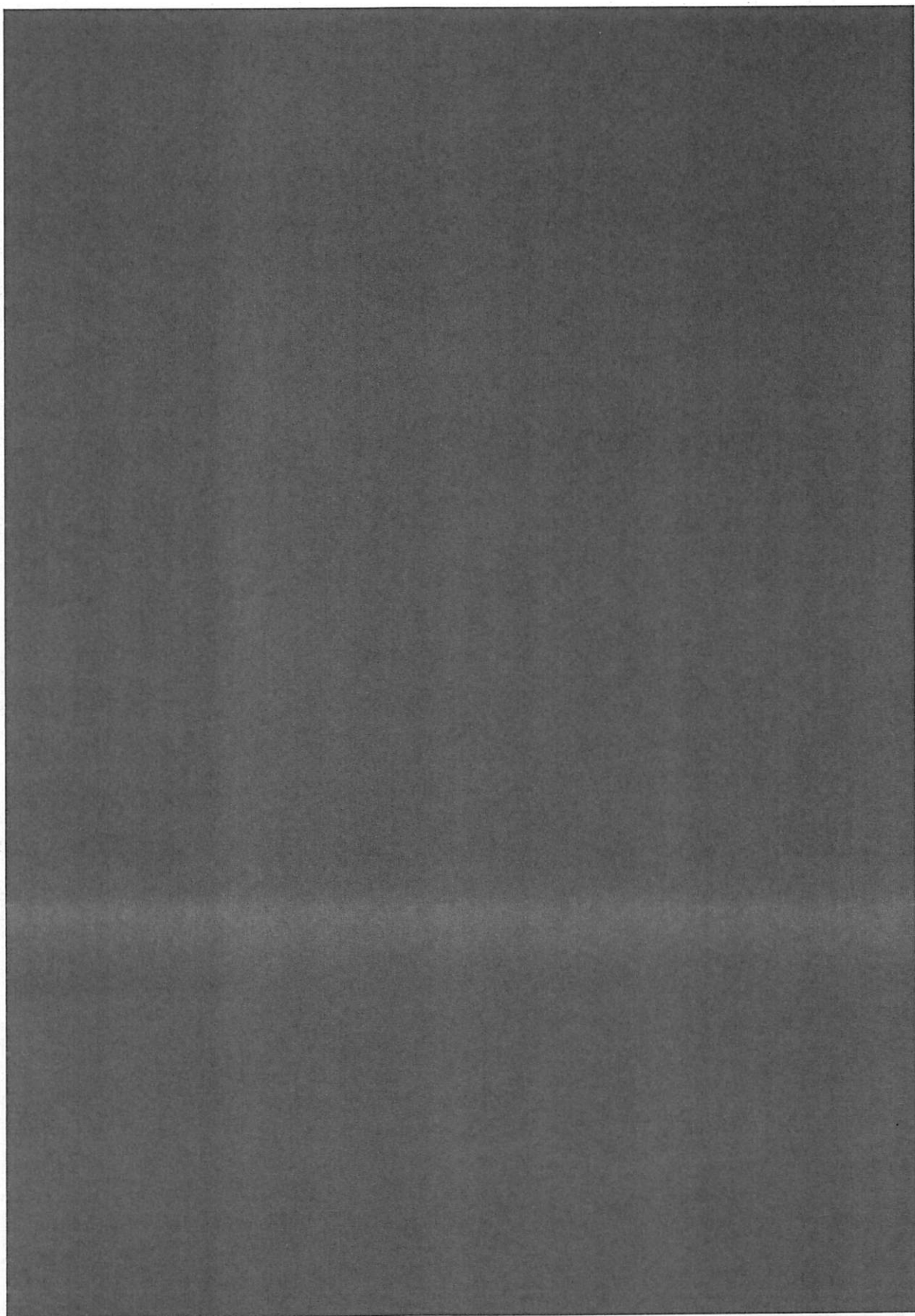
平成27年1月14日～平成27年3月15日までの研究状況についてご報告申し上げます。

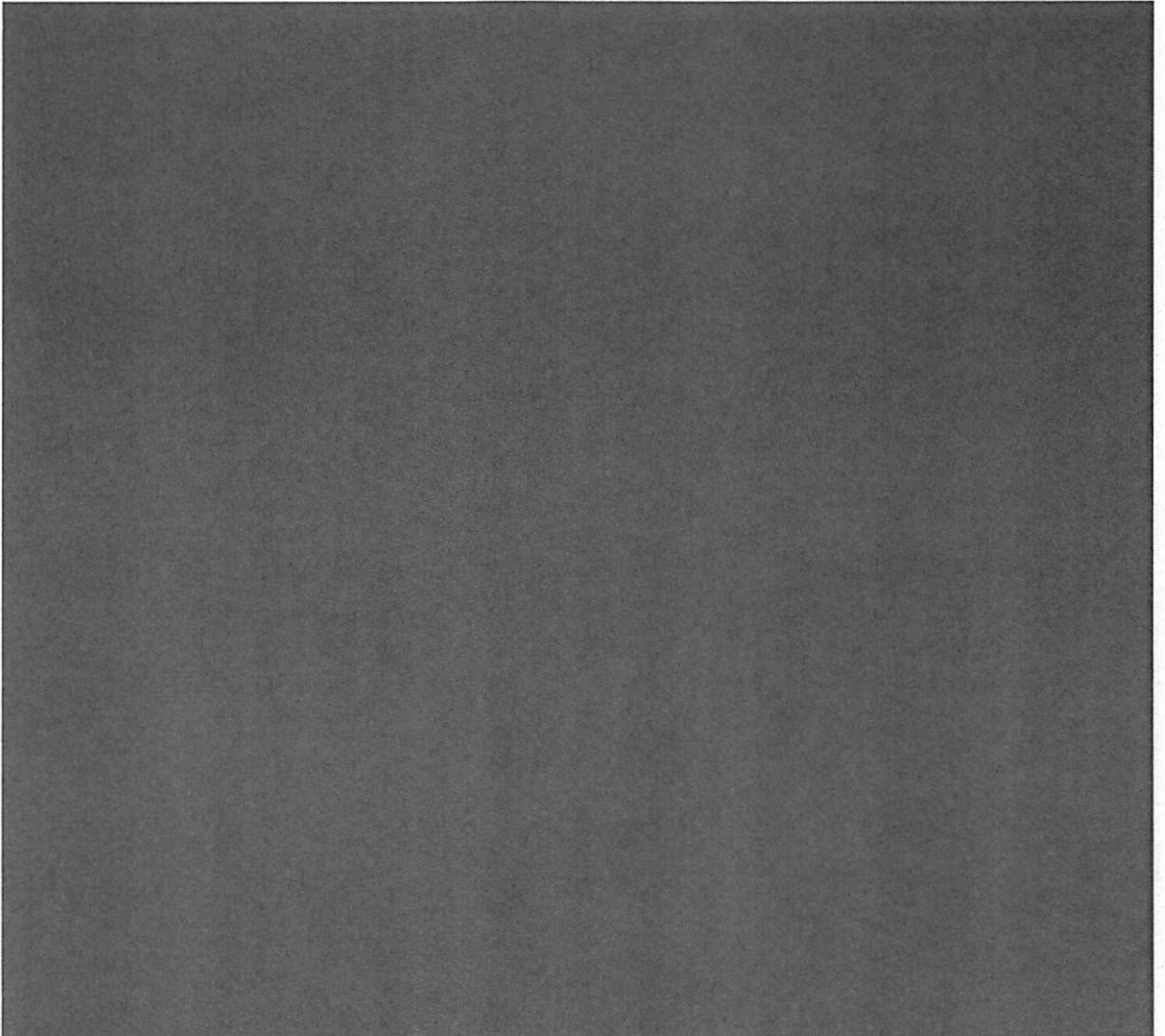
第一 カーディフでの生活状況

1 カーディフの気候

2月に入ってから徐々に日照時間も長くなり、3月に入り少しずつ寒さも和らいできたように感じる。3月1日のセントデイビッドデイ(Saint David's Day。ウェールズの守護聖人であるセントデイビッドが亡くなった日で、現在ではウェールズの国家の日となっている。)を過ぎたあたりからは、町の中心にあるビュート公園の水仙(ウェールズの国花)も満開となり、ようやく春の訪れを感じられるようになった。

2





第二 カーディフ・シビルジャスティスセンターにて法廷傍聴

かなり前のこととなってしまったが、1月22日から23日までの間、カーディフ・シビルジャスティスセンターに再度訪問し、2件の審理を傍聴させていただいた。プライバシーの関係で事件の詳細に触れることはできないが、証人尋問については、事前に提出された陳述書を前提として、反対尋問を最初に行い、その後補充的に再反対尋問を行うという流れで行われ、しかもそれぞれの質問内容もかなりコンパクトにまとめられており、合理的に手続きが進められているといった印象を受けた。また、この証人尋問の翌日に最終弁論期日が設けられており、期日当日には、最終準備書面の代わりに、それぞれの代理人が当該事件の争点に関し参考とすべき専門家の報告書 (Expert Reports) の内

容を踏まえながら自らの主張を口頭で述べ、途中裁判官が疑問点を代理人に確認し、時には議論しながら、ポイントとなる点について裁判官自身がメモをとるなどした上、通常の事件ではこの手続きの後、即日口頭で判決を言い渡されることが多いとのことであり（私が傍聴した事件は、法律的な争点が複雑であり、数週間後に書面の形で判決を言い渡す予定であるとのことであった。）、民事訴訟においても期日を連続させた集中審理が行われていることに感銘を受けた。

日本での民事訴訟実務の経験が乏しいため、現在の民事訴訟手続の中でどれほどこういった形の集中審理が行われているのか、あるいは、実際にこのような形で手続きを進めることが可能なのかといった点は検討の余地があるが、民事訴訟でもこのような形の訴訟進行が十分可能であることを知ることは、今後民事訴訟実務に携わった際に非常に参考になると思われる。

第三 ■■■■■の講演

2月11日、■■■■■

■■■■■による一般公開講演会がカーディフ大学にて開催された。講演会のテーマは、「The Dilemmas of Judging」（判決におけるジレンマ）であり、Tony Bland（植物状態になった被害者について延命措置を止めることが認められるか争点になった事案）、Re A（体の一部が結合した結合双生児について、結合したままだと致死の危険がある場合に、一方の延命を図るために他方の命を犠牲にすることが許されるか争点になった事案）など、道徳的、倫理的に大きな問題を抱える合計5件の最高裁判例について、どのような形で裁判官がそれぞれの問題にアプローチしたかということについてお話いただいた。いずれの事件も、今後の実務において直面する可能性のある問題をはらんでおり、非常に興味深いものであった。

第四 今後の予定について

3月の中旬頃に大学の授業の聴講が終了するため、その後は法廷傍聴を中心

に研究を進める予定である。また、先日カーディフ大学の言語学のマスターの学生で、陪審員裁判における陪審員に対するdirectionsを研究している方にお会いしたので、その方やその方の担当教授にもお話を伺うなどしながら、研究テーマに関する研究も進めていきたいと考えている。

以上